

# 保険料額決定通知書

を送付します

平成23年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりから保険料をお支払いいただきます。

## ◆ 保険料の計算方法 ◆

$$\begin{array}{c}
 \text{均等割額} \\
 43,924円
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{所得割額} \\
 \left( \frac{\text{平成22年中の総所得金額等}^{\ast} - 33万円}{\text{所得割率 } 8.23\%} \right)
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{保険料} \\
 \text{一人あたりの年間保険料} \\
 \text{上限50万円}
 \end{array}$$

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除[社会保険料控除、扶養控除等]は含みません)。

## ◆ 保険料のお支払い方法 ◆

- 特別徴収 ▼年金からのお支払い
- ※手続きの必要はありません。また、申請により口座振替によるお支払いに変更することができます。
- 申請先 Ⅱ 税務課 市民税係
- 普通徴収 ▼口座振替や納付書でのお支払い
- ※7月～3月まで毎月納付いただきます。
- ※次の人が対象になります。
  - ・年金の受給額が年額18万円未満の人
  - ・後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人

◆ 所得の低い人の軽減 ◆  
 次の人は、平成22年中の所得に応じて平成23年度の保険料が軽減されます。

### ● 均等割額の軽減

同一世帯内(世帯主と世帯内の被保険者)の平成22年中の総所得金額等が次に当てはまる場合、均等割額が軽減されます。

33万円(基礎控除額) 以下で、かつ、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	9割軽減	均等割額	年額 4,392円
33万円(基礎控除額) 以下 ※9割軽減世帯を除く	注1 8.5割軽減	均等割額	年額 6,588円
33万円+24.5万円×被保険者数 以下 (世帯主を除く)	5割軽減	均等割額	年額 21,962円
33万円+35万円×被保険者数 以下	2割軽減	均等割額	年額 35,139円

注1：本来は7割軽減ですが、軽減措置により8.5割軽減となります。

### ● 所得割額の軽減

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が 58万円以下の人(年金収入のみの方は収入金額が211万円以下) ⇒ 所得割額が5割軽減されます

## ◆ 被扶養者だった人の軽減 ◆

制度に加入する前日に被用者保険(全国健康保険協会協会けんぽ)、健康保険組合、共済組合などの被扶養者だった人は、所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減ですが、軽減措置により9割軽減されます。

◎災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができます。詳しくは市民課国保医療係までご相談ください。

### ● 問い合わせ先

- ▷ 資格・給付に関すること  
市民課 国保医療係  
☎ 43・6813
- ▷ 保険料の納付に関すること  
税務課 市民税係  
☎ 43・6803
- ▷ 保険料額の決定に関すること  
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局  
☎ 078・326・2021